

## 子ども・子育て支援の充実について

### 1 趣 旨

本市では、総合計画「2030ロードマップ1.0」の重点施策に「教育・子育て」を位置付け、その取組の一つとして「子ども・子育て支援」を掲げ、妊娠期から出産、子育てなどに関する親の不安や悩みを、誰もが気軽に相談できる体制を確立し、安心して子育てができる環境の実現を目指している。

また現在、「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行うとともに、これに合わせ、「子どもの貧困対策推進計画」を包含した計画へと改定作業を進めているが、子ども・子育て支援のさらなる充実を図る新たな取組を、「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」に位置付け、実施していく。

### 2 取組の内容

#### (1) おだわら子ども若者教育支援センター運営事業（児童福祉と母子保健の連携強化）

令和4年（2022年）6月に児童福祉法が改正され、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の組織を見直し、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が、令和6（2024年）年4月から市町村の努力義務となる。

こうした国の動向を踏まえ、「おだわら子ども若者教育支援センター」が有する、乳幼児期から学齢期・青壮年期における相談支援機能に、新たに妊娠期の相談支援機能を集約することにより、切れ目のない総合的なサービスの充実を図る。

そのため、児童福祉と母子保健との一体化を視野に入れた、さらなる連携により相談支援機能を強化していく。

## (2) 出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体として実施する。

## (3) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）

「地域子ども・子育て支援事業」の一環として、夜間に子どもの保育を行うことができない場合や、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設等において一定期間の預かりを行う。

## 3 その他

- ・ファミリー・サポート・センターによる子育て支援において、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、利用を促進する施策を検討する。
- ・新たな取組については、子ども・子育て会議で御審議いただいた上で、「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」へ位置付ける。